

建経技第 235 号
河防第 91 号
令和 4 年 9 月 30 日

本庁関係各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局技術調査課長
河川砂防局土木防災課長

「災害で生じた土砂等」を搬出する場合の取扱いについて（通知）

このことについて、令和 4 年 9 月 28 日付け環盛号外により、くらし・環境部環境局盛土対策課長から別添のとおり通知がありました。

交通基盤部における建設発生土の取扱いについては、令和 4 年 7 月 29 日付け建経技第 165 号により通知しているところですが、今回の盛土対策課からの通知を踏まえ、災害で生じた土砂等を搬出する場合の取扱いを下記のとおり整理しましたので、今般の台風 15 号の災害対応等においてご留意願います。

なお、各土木事務所におかれては、貴管内市町へ参考送付願います。

記

1 仮置き場の確保

応急復旧が滞らないように、管内市町と協力しながら、災害で生じた土砂等の搬出に利用可能な仮置き場を必要に応じて確保すること。仮置き場の利用に当たっては、市町所管分の土砂の仮置きについても配慮すること。

なお、「国、地方公共団体が行う盛土等」、「非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等」は、盛土条例第 9 条第 2 号及び第 7 号により許可不要となっているため、仮置き場への搬出に当たって条例上の手続きは生じない。

2 再利用の検討

災害で生じた土砂で再利用が可能なものについては、現場内利用を検討するとともに、50km 以内の他の建設工事への搬出を原則とする「リサイクル原則化ルール」に基づき、工事間利用を検討すること。

検討に当たっては、技術調査課で新たに開発中の「SSM：静岡県建設発生土マッチングシステム」等を活用すること。当システムは公共・民間工事問わず誰でも利用可能とする予定であり、10 月中の運用開始を予定している。なお、運用開始時は別途通知する。

3 民間残土処分場等へ搬出する場合

(1) 汚染のおそれの区分

災害で生じた土砂等は、一般的に公共土木施設を構成する法面や自然斜面等の崩壊土

砂であるため、原則として「汚染が存在するおそれがないと認められる土地」から生じたものとして取り扱う。ただし、土砂等が発生した場所が不明な場合については、個別に判断すること。

(2) 残土処理業者へ提出する書類

原則、次の3種類を提出する。したがって、地歴調査資料の提出は不要。

- ① 土砂等発生元証明書（様式第13号）
- ② 災害によって生じた土砂等であることが分かる写真
- ③ 土砂等が発生した場所（搬出する土砂等が堆積した区域等）が分かる図面

(3) 残土処理業者から分析調査を求められた場合

- ・ 盛土対策課からの通知を示す等により、災害時の対応について理解を求めること。理解を得られない場合は、分析調査が不要な他の残土処分場へ搬出する場合との経済比較（運搬費、処分費、分析費等の比較）を行った上で処分先を決定すること。
- ・ 分析調査を行う場合、全ての土砂基準物質（条例施行規則別表第1の29物質）について調査を行うこととし、原則として「汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」の規定を準用し、900m³ごとに1回分析調査を行うこと。
- ・ 経済比較により分析調査が必要な残土処分場へ搬出することとなった場合は、災害の査定設計書に分析調査に要する費用を計上すること。

担 当

(災害査定以外) 技術調査課	技術調査班	TEL : 054-221-2131
(災害査定関係) 土木防災課	災害班	TEL : 054-221-3033